

「同和問題の早期解決に関する同和行政・同和教育実施計画」

令和5年度 推進状況

さいたま市・さいたま市教育委員会

目 次

1	概観	1
2	推進状況の概要	1
	(1) 連携・協力体制	1
	(2) 計画の推進	1
3	同和行政、同和教育に関する施策実施状況	2
	1 同和行政の推進	
	(1) 人権尊重意識の高揚に向けた啓発の推進	4
	(2) 人権相談等の実施と交流の促進	14
	2 同和教育の推進	
	(1) 学校教育における推進	16
	(2) 社会教育における推進	22

【参考資料】

部落差別の解消の推進に関する法律

1 概観

本市では、同和行政及び同和教育を推進するにあたり、同和問題が、基本的人権にかかわる問題であるとともに、人間の尊厳にかかわる極めて重大な社会問題であることから、平成15年3月に、特別対策終了後の基本的なあり方として、同和行政、同和教育の基本方針をそれぞれ策定しました。また、この基本方針に基づき、具体的な施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成15年4月に同和行政、同和教育の実施計画を策定しました。

その後、平成20年4月1日、同和行政と同和教育の基本方針を「同和問題の早期解決に関する基本方針～同和行政・同和教育の基本的あり方～」（以下、「基本方針」）として、また、同和行政と同和教育の実施計画を「同和問題の早期解決に関する同和行政・同和教育実施計画」（以下、「実施計画」）として統合し、5か年の計画として、各種施策を実施してきました。

実施計画では、基本方針で掲げる、「同和問題について重要な課題であると認識し、一日も早く同和問題を解決する」という目的へ向けて各種施策を積極的に推進しており、このたび、令和5年度における推進状況について取りまとめを行いました。

2 推進状況の概要

（1）連携・協力体制

実施計画の推進にあたっては、行政及び教育の主体性や公正中立性を確保しつつ、国、埼玉県及び人権擁護機関並びに学校、公民館など関係機関との連携・協力をより一層進め、地域・家庭・職場との連携も不可欠なものとして取り組みました。

また、被差別の当事者である部落解放民間運動団体は、差別解消へ向けて重要な一翼を担うことから、意見交換等を図りながら、それぞれの果たすべき役割と立場を明確にして、計画の推進に取り組みました

（2）計画の推進

実施計画については、基本方針を具体化するため、同和行政と同和教育の分野ごとに施策を分類し、それぞれに個別の事業を位置付けて、推進を図りました。

3 同和行政、同和教育に関する施策実施状況

「実施計画」掲載の各事業に関する具体的な実施内容を取りまとめました。

実施状況表の構成

1 同和行政の推進

(1) 人権尊重意識の高揚に向けた啓発の推進

(施策の分類) ① 市職員の研修

市職員は、人権啓発の率先者として、それぞれの業務分野で適切な対応をすることが求められているため、一人ひとりが同和問題の本質を正しく理解しなければなりません。このため、同和問題研修を職員研修の一環として位置付け、様々な研修機会を通じて、一人ひとりの資質向上を図り、市職員として自覚した行動ができるように努めます。

具体的施策		令和5年度			
具体的施策	施策の概要	実施所管課	実施結果	自己評価	評価理由
階層別研修	新規採用職員研修	人権政策・男女共同参画課	新規採用職員研修(4月の前期課程及び10月の後期課程)において、職員として必要不可欠な人権感覚を確立させるための自己学習資料を提供した。	○	新規採用職員に対し、様々な人権侵害に対する正しい認識と人権を守るための感覚を伝えることができたため。
	管理職研修	人権政策・男女共同参画課	係長研修(4月)において、係の統括責任者として、事務事業の推進に必要な知識としての人権課題について習得するための自己学習資料を提供した。	○	新たに係長になった職員に対し、改めて、人権尊重意識の大切さ、人権問題への正しい認識、人権を守る感覚について伝えることができたため。
全体研修	全職員を対象とした職員研修※	人権政策・男女共同参画課	3月に全課所の職員を対象とした人権問題研修会を開催した。	◎	全課所を大きく上回る733名の参加があり、参加者アンケートによる人権課題への理解度についても99.45%となるなど、職員の人権に関する意識の向上に寄与したため。
派遣研修	北足立都市町同和对策推進協議会※ 人権フェスティバル 人権・同和问题研修会 先進地視察研修	人権政策・男女共同参画課	北足立都市町同和对策推進協議会主催の下記イベント等への派遣研修を実施した。 ・人権フェスティバル(10月・鴻巣市) 市職員149名 ・人権・同和问题研修会(10月・オンラインで開催) ・先進地視察研修(2月・東京都港区)	○	予定どおり事業を実施したため。
	隣保館連絡協議会研修会	人権政策・男女共同参画課 (三つ和会館)	隣保館連絡協議会主催の「第60回全国隣保館館長研修会」「第60回全国隣保館職員東日本ブロック会研修会」「埼玉県隣保館館長研修会」に参加した。	○	予定どおり事業を実施したため。
	法務局等※ 講演会・研修会	人権政策・男女共同参画課	5月に行われた市教育委員会主催「同和問題に係る職員研修」に参加した。	○	予定どおり事業を実施したため。
	埼玉人権啓発企業連絡会※ 人権・同和问题研修会	人権政策・男女共同参画課	12月に行われた埼玉人権啓発企業連絡会主催「第32回人権問題研修会」に参加した。	○	予定どおり事業を実施したため。
	他関係機関 研究会・研修会等	人権政策・男女共同参画課	同和問題をはじめとする人権課題の解決に取り組む民間運動団体が主催する各種研究会・研究会等に参加した。	○	予定どおり事業を実施したため。

実施計画の構成と同様に、5つの「基本的課題」を大見出しとし、それに次ぐ「施策の分類」ごとに表を作成しています。

以下の①～⑤は上図（実施状況表の例）の①～⑤に対応しています。

- ① 同和行政または同和教育に紐づいた大項目を示しています。
- ② 施策の分類の内容を示しています。
- ③ 実施計画上の記載内容を示しています。
- ④ 各実施計画事業の令和5年度における実施結果及び事業所管課の自己評価・評価理由を掲載しています。なお、自己評価の基準は次ページに掲載しています。

＜自己評価の基準＞

評価	基準
◎ 予定を上回った	基本的課題及び施策の方向の観点で、当初想定以上の効果があった場合。なお、数値目標のある事業については、実施実績が予定数値の１００％以上の場合に限る。
○ 概ね予定どおり	基本的課題及び施策の方向の観点で、概ね想定どおりの一定の効果があった場合。なお、数値設定のある事業については、実施実績が予定数値の８０％以上１００％未満の場合に限る。
△ 予定を下回った	基本的課題及び施策の方向の観点で、あまり効果がなかった場合。なお、数値設定のある事業については、実施実績が予定数値の８０％未満の場合に限る。
× 未実施	実施実績なし

1 同和行政の推進

(1) 人権尊重意識の高揚に向けた啓発の推進

(施策の分類) ① 市職員の研修

市職員は、人権啓発の率先者として、それぞれの業務分野で適切な対応をすることが求められているため、一人ひとりが同和問題の本質を正しく理解しなければなりません。このため、同和問題研修を職員研修の一環として位置付け、様々な研修機会を通じて、一人ひとりの資質向上を図り、市職員として自覚した行動ができるように努めます。

		令和5年度			
具体的施策	施策の概要	実施所管課	実施結果	自己評価	評価理由
階層別研修	新規採用職員研修	人権政策・男女共同参画課	新規採用職員研修(4月の前期課程及び10月の後期課程)において、職員として必要不可欠な人権感覚を確立させるための自己学習資料を提供した。	○	新規採用職員に対し、様々な人権侵害に対する正しい認識と人権を守るための感覚を伝えることができたため。
	管理職員研修	人権政策・男女共同参画課	係長研修(4月)において、係の統括責任者として、事務事業の推進に必要な知識としての人権課題について習得するための自己学習資料を提供した。	○	新たに係長になった職員に対し、改めて、人権尊重意識の大切さ、人権問題への正しい認識、人権を守る感覚について伝えることができたため。
全体研修	全職員を対象とした職員研修※	人権政策・男女共同参画課	3月に全課所の職員を対象とした人権問題研修会を開催した。	◎	全課所を大きく上回る733名の参加があり、参加者アンケートによる人権課題への理解度についても99.45%となるなど、職員の人権に関する意識の向上に寄与したため。
派遣研修	北足立郡市町同和対策推進協議会※ 人権フェスティバル 人権・同和問題研修会 先進地視察研修	人権政策・男女共同参画課	北足立郡市町同和対策推進協議会主催の下記イベント等への派遣研修を実施した。 ・人権フェスティバル(10月・鴻巣市) 市職員149名 ・人権・同和問題研修会(10月・オンラインで開催) ・先進地視察研修(2月・東京都港区)	○	予定どおり事業を実施したため。
	隣保館連絡協議会 研修会	人権政策・男女共同参画課 (三つ和会館)	隣保館連絡協議会主催の「第60回全国隣保館館長研修会」「第60回全国隣保館職員東日本ブロック会研修会」「埼玉県隣保館館長研修会」に参加した。	○	予定どおり事業を実施したため。
	法務局等※ 講演会・研修会	人権政策・男女共同参画課	5月に行われた市教育委員会主催「同和問題に係る職員研修」に参加した。	○	予定どおり事業を実施したため。
	埼玉人権啓発企業連絡会※ 人権・同和問題研修会	人権政策・男女共同参画課	12月に行われた埼玉人権啓発企業連絡会主催「第32回人権問題研修会」に参加した。	○	予定どおり事業を実施したため。
	他関係機関 研究集会・研修会等	人権政策・男女共同参画課	同和問題をはじめとする人権課題の解決に取り組む民間運動団体が主催する各種研究集会・研究会等に参加した。	○	予定どおり事業を実施したため。

具体的施策	施策の概要	実施所管課	実施結果	自己評価	評価理由
	ヒューマンフェスタ※	人権政策・男女共同参画課	8月に行われた埼玉県主催「ヒューマンフェスタオンライン2023」に参加した。	○	予定どおり事業を実施したため。
	同和問題講演会	人権政策・男女共同参画課	1月に行われたさいたま地方法務局主催「同和問題講演会」に参加した。	○	予定どおり事業を実施したため。

1 同和行政の推進

(1)人権尊重意識の高揚に向けた啓発の推進

(施策の分類)②社会啓発の推進

A 市民等に対する啓発

市民一人ひとりの人権尊重意識の普及高揚を図るため、人権啓発講演会等を開催することにより、心豊かな人間性を養い、同和問題をはじめとした様々な人権課題を自分自身の問題として捉え、その解決に向けて市民が主体的に取り組めるようになるよう努めます。

		令和5年度			
具体的施策	施策の概要	実施所管課	実施結果	自己評価	評価理由
社会啓発・イベント	人権啓発講演会※	人権政策・男女共同参画課	令和5年12月8日から令和6年1月12日の期間で、講演会を開催し、パラリンピアンによるオンライン動画を公開した。	◎	参加者アンケートによると、「本講演会に満足」「やや満足」の割合が96%となり、人権啓発に十分な効果があったと考えられるため。
	人権フェスティバル※	人権政策・男女共同参画課	北足立郡市町同和対策推進協議会として、10月に人権フェスティバル(鴻巣市)を開催した。	○	北足立郡の14市町が合同で開催したことで、効果的な人権啓発イベントとなったため。
隣保館活動	人権講演会	人権政策・男女共同参画課 (三つ和会館)	8月と2月の年2回、会館利用者及び地域住民を対象に人権講演会を開催した。	○	会館利用者と地域住民への人権啓発の機会となった。

1 同和行政の推進

(1)人権尊重意識の高揚に向けた啓発の推進

(施策の分類)②社会啓発の推進

B 企業等に対する啓発と支援

市内企業等に対して人権問題研修会などを開催し、一人ひとりの人権尊重意識の高揚を図り、差別をなくす自主的な活動の輪を広げ、差別のない、明るい社会の実現に努めます。また、同和問題の解決に向けて市内の企業等が自主的に開催する同和問題研修会等を支援します。

		令和5年度			
具体的施策	施策の概要	実施所管課	実施結果	自己評価	評価理由
企業等研修	市内企業等人権問題研修会	人権政策・男女共同参画課	令和5年8月1日から8月31日の期間で、市内企業等を対象に研修会を開催し、「ビジネスと人権」をテーマとしたオンライン動画を公開した。	◎	研修会の参加者数が771となり、参加者アンケートにおいても人権問題への関心が「深まった」「やや深まった」の割合が96%となり、人権啓発に効果があったと考えられるため。
	企業トップ&公正採用選考人権啓発推進員研修	人権政策・男女共同参画課	大宮公共職業安定所が主催する「企業トップクラス&公正採用選考人権啓発推進員研修会」への後援及び庁内への参加依頼を実施した。	○	大宮公共職業安定所が実施する人権への取り組みに寄与したため。
	人権・同和問題研修会等への講師派遣・紹介	人権政策・男女共同参画課	出前講座により、企業や団体に職員を派遣し、研修の支援を実施した。	○	企業、団体に対し4回の出前講座を実施することができた。
	企業への研修支援	人権政策・男女共同参画課	企業、団体に対し「様々な人権課題」をテーマに出前講座を実施した。	○	市民だけでなく、企業への人権啓発の機会を得ることができたため。

1 同和行政の推進

(1)人権尊重意識の高揚に向けた啓発の推進

(施策の分類)②社会啓発の推進

C 福祉関係者への啓発と支援

福祉関係者は、地域において日常的に市民の生活に直接触れるため、個人の尊厳とプライバシーの保護など、人権意識に立脚した職務の遂行が求められるため、研修を開催するとともに、自主的に行う研修への支援を行います。

		令和5年度			
具体的施策	施策の概要	実施所管課	実施結果	自己評価	評価理由
人権問題研修	福祉関係者への研修	人権政策・男女共同参画課	人権擁護委員に対し、1月に人権・同和問題研修会を実施した。	○	地域において人権擁護及び人権啓発活動を行う人権擁護委員の資質向上の機会となったと考えられるため。
	人権・同和問題研修会等への講師派遣・紹介	人権政策・男女共同参画課	人権擁護委員協議会研修会において講義を行う講師を紹介した。	○	地域において人権擁護及び人権啓発活動を行う人権擁護委員の資質向上の機会となったと考えられるため。
	研修会への支援	人権政策・男女共同参画課	人権擁護委員協議会合同部会役員会に出席し、研修会について助言を行った。	○	人権擁護委員が行う研修会の開催に寄与したと考えられるため。

1 同和行政の推進

(1) 人権尊重意識の高揚に向けた啓発の推進

(施策の分類)③広報活動の推進

A 啓発資料等の作成・提供

各種研修会等で、啓発に用いることができる資料として、同和問題の早期解決に向けた啓発冊子及び各種人権問題を中心とした人権啓発パンフレットを作成します。また、企業、学校、社会教育団体などが自主的に開催する同和問題研修等を支援するため、啓発ビデオ／DVDと機器等の無料貸出し、各種啓発教材・資料の提供に努めます。

		令和5年度			
具体的施策	施策の概要	実施所管課	実施結果	自己評価	評価理由
啓発冊子等の作成	啓発冊子「私たちの人権」作成	人権政策・男女共同参画課	毎年度発行する「私たちの人権」を2,500冊作成し、市内公共施設等を通じて市民に配布した。	○	予定どおり冊子の作成及び配布を行うことができたため。
	人権問題全般に関するパンフレット等の作成	人権政策・男女共同参画課	「セクシャル・マイノリティと人権」をテーマとした人権ポケットブックを2,400部作成し、市内公共施設等を通じて市民に配布した。	○	予定どおり冊子の作成及び配布を行うことができたため。
啓発物品の作成	人権標語入り啓発物品の作成※	人権政策・男女共同参画課 人権教育推進室	人権啓発品(クリアファイル)を作成し、公共施設等において配布した。 人権標語の最優秀作品について、掲示用短冊とクリアファイルを作成し、各学校及び社会教育関連施設等に配布した。	○	予定どおり事業を実施し、啓発を行ったため。
啓発ビデオ／DVDと資料の提供	啓発ビデオ／DVDと機器の貸出し※	人権教育推進室	人権課題に対する意識と指導力を高めるために、学校等へ延べ128本の啓発ビデオ／DVDの貸出を行った。	○	多くの学校等へ啓発ビデオ／DVDの貸出を行うことができたため。
	啓発教材・資料の提供※	人権教育推進室	人権文集「じんけん」(第23集)及び「ほほえみ～図人権教育実践事例集～」(第6集)を発行し、各学校に配布及び電子データで提供した。	○	予定どおり事業を実施し、啓発を行ったため。

1 同和行政の推進

(1)人権尊重意識の高揚に向けた啓発の推進

(施策の分類)③広報活動の推進

B 市報による広報活動

毎年、8月の1か月間を「差別を許さない市民運動強調月間」、12月4日から10日までを「差別を許さない市民運動強調週間」と位置付け、重点的に啓発活動を推進するため、人権・同和問題について市報に掲載し、効果的な啓発に努めます。

		令和5年度			
具体的施策	施策の概要	実施所管課	実施結果	自己評価	評価理由
市報による広報	人権問題に関わる記事の掲載※	人権政策・男女共同参画課	・市報8月号「トピックス」に人権啓発等に係る記事を掲載した。 ・市報12月号「クローズアップ」に人権啓発等に係る記事を掲載した。	○	予定どおり事業を実施し、啓発を行ったため。

1 同和行政の推進

(1)人権尊重意識の高揚に向けた啓発の推進

(施策の分類)③広報活動の推進

C 啓発看板等の掲出

同和問題をはじめとした様々な人権問題の解決を図るため、毎年、8月の「差別を許さない市民運動強調月間」、及び12月4日から10日までの「差別を許さない市民運動強調週間」には、啓発用立て看板及びポスター等を市内公共施設等に掲出するとともに、人権啓発塔による人権標語を掲示し、市民の理解と意識喚起を図ります。

		令和5年度			
具体的施策	施策の概要	実施所管課	実施結果	自己評価	評価理由
啓発看板の作製・掲示	差別を許さない市民運動強調月間※ 8月1日～31日	人権政策・男女共同参画課	8月1日～31日の期間に、公共施設等において立て看板を掲示した。	○	予定どおり事業を実施し、啓発を行ったため。
	差別を許さない市民運動強調週間※ 12月4日～10日	人権政策・男女共同参画課	12月4日～10日の期間に、公共施設等において立て看板を掲示した。	○	予定どおり事業を実施し、啓発を行ったため。
人権啓発塔の活用	人権標語の掲示	人権政策・男女共同参画課	市内10か所にある人権啓発塔への人権標語の掲示を行った。	○	人権啓発塔の活用により、人権啓発が効果的に行えているため。
ポスター等の掲出	人権問題のポスターの掲出	人権政策・男女共同参画課	各種人権問題の啓発に係り、法務省や埼玉県から提供を受けたポスターを窓口に掲出するとともに、市内公共施設等への掲出依頼を行った。	○	人権啓発に係るポスターを市内公共施設に掲出することができ、効果的な啓発を実施できたため。
	人権問題のチラシの配布	人権政策・男女共同参画課	各種人権問題の啓発に係り、法務省や埼玉県、庁内各所管から提供を受けたチラシを窓口に配架するとともに、市内公共施設等への配架依頼を行った。	○	人権啓発に係るチラシを市内公共施設を通じて配布することができ、効果的な啓発を実施できたため。

1 同和行政の推進

(1)人権尊重意識の高揚に向けた啓発の推進

(施策の分類)④自主的活動に対する支援

同和問題など人権問題の解決のため活動している人権擁護委員や各種民間団体に対して財政的な支援を行うとともに、企業、関係団体などが自主的に開催する研修等へ講師の派遣や紹介、あるいは情報提供などの支援を行います。

		令和5年度			
具体的施策	施策の概要	実施所管課	実施結果	自己評価	評価理由
財政的支援	人権相談事業に対する支援	人権政策・男女共同参画課	さいたま人権擁護委員協議会の市内2部会に対し、事業への補助を実施した。	○	補助金の交付により、人権擁護委員が行う人権擁護及び人権啓発活動が効果的に行われたため。
	関係団体に対する支援	人権政策・男女共同参画課	同和問題をはじめとする人権課題の解決に取り組む民間運動団体に対し、事業への補助を実施した。	○	補助金の交付により、人権課題の解決を目指す各種活動が効果的に行われたため。
研修活動への支援	人権・同和問題研修会等への講師派遣・紹介※	人権政策・男女共同参画課	人権擁護委員協議会研修会において講義を行う講師を紹介した。	○	地域において人権擁護及び人権啓発活動を行う人権擁護委員の資質向上の機会となったと考えられるため。
	情報の提供	人権政策・男女共同参画課	人権擁護委員協議会合同部会役員会に出席し、研修会について助言を行った。	○	人権擁護委員が行う研修会の開催に寄与したと考えられるため。

1 同和行政の推進

(1)人権尊重意識の高揚に向けた啓発の推進

(施策の分類)⑤人権意識調査の実施

同和問題をはじめとする様々な人権問題について市民の意識を把握するため、人権に関する意識調査を実施します。

		令和5年度			
具体的施策	施策の概要	実施所管課	実施結果	自己評価	評価理由
人権意識調査	人権意識調査の実施 5年に1度、北足立郡の14市町合同で実施	人権政策・男女共同参画課	令和5年度は実施せず。令和6年度に実施予定。	－	－

1 同和行政の推進

(2)人権相談等の実施と交流の促進

(施策の分類)①人権相談等の実施と支援

人権侵害に対する被害者の救済措置の一つとして、人権相談等の支援を実施しています。

		令和5年度			
具体的施策	施策の概要	実施所管課	実施結果	自己評価	評価理由
相談の実施	人権相談の実施	人権政策・男女共同参画課	月に1回、市内4か所(大宮区役所、中央区役所、浦和コミュニティセンター、岩槻区役所)において人権擁護委員による人権相談を実施した。 また、6月には上記4か所に武蔵浦和コミュニティセンターを加えた特設人権相談を実施した。	○	人権相談の実施により、市民等への人権擁護活動が適切になされたため。
	人権相談の周知	人権政策・男女共同参画課	毎月の市報において人権相談について掲載した。 また、6月の特設人権相談の開催について中央区及び北区の自治会にチラシを配布した。	○	予定どおり事業を実施したため。
	隣保館での相談	人権政策・男女共同参画課 (三つ和会館)	隣保館において、地域住民等からの各種の生活相談を受けられるような人員体制をとった。	－	相談実績がなかったため。
	差別事象の把握、対応	人権政策・男女共同参画課	北足立郡同和対策推進協議会を中心に様々な事象の共有及び対応を行った。	○	北足立郡同和対策推進協議会の構成市町の連携が円滑になり、より効果的な対応がとれるようになったため。
人権擁護活動の支援	人権擁護委員の活動への支援	人権政策・男女共同参画課	人権擁護委員が実施する人権相談の会場の確保、チラシの配布や啓発活動に係る庁内各所との調整などを行うなど、各種の支援を行った。	○	支援によって、人権擁護委員の活動がより円滑にできるようになったため。
連携・協力	各種関係機関との連携	人権政策・男女共同参画課	人権擁護委員協議会と連携し、様々な啓発活動を実施した。	○	当初想定した連携内容を実施できたため。

1 同和行政の推進

(2)人権相談等の実施と交流の促進

(施策の分類)②隣保館における住民交流の促進

同和問題の解決にあたっては、地域住民の交流促進を図ることが重要であり、隣保館を交流の拠点施設として、地域住民へ提供するとともに、福祉と文化の向上を図る各種講座を開催するなどにより、住民交流の環境整備に努めます。

		令和5年度			
具体的施策	施策の概要	実施所管課	実施結果	自己評価	評価理由
福祉・文化の向上	福祉・健康講座の開催	人権政策・男女共同参画課 (三つ和会館)	体操や認知症予防などの健康増進、認知症予防、交流事業など7事業開催した。	○	落雷による休館があったが、延期開催するなどして予定通り全事業開催できた。
	趣味・文化講座の開催	人権政策・男女共同参画課 (三つ和会館)	手芸や人形づくり、歌声ひろばなどの趣味・教養を深める事業を5事業開催した。	○	落雷による休館があったが、延期開催するなどして予定通り全事業開催できた。
	図書の配本所	人権政策・男女共同参画課 (三つ和会館)	祝日を除く毎週水・土の午後に図書の配本所を開室した。	○	落雷による休館により中止となった日程があったが、ほぼ予定通り開室できた。
文化祭の開催	サークル活動の発表	人権政策・男女共同参画課 (三つ和会館)	会館利用者及び地域住民の交流を図るため、演芸交流会・サークル発表会・作品展示会を文化祭として開催した。	○	参加団体の減少により開催日が2日間となったが予定通り開催できた。
子ども会等との連携	子ども会事業等の協力	人権政策・男女共同参画課 (三つ和会館)	近隣小学校と連携し、文化祭での児童の作品展示や学校の「まち探検」における隣保館の見学などを行い、子どもへの人権の大切さをアピールした。	○	近隣学校と連携することで効果的な事業として実施することができた。
施設の提供	各種サークル活動の利用	人権政策・男女共同参画課 (三つ和会館)	サークル活動のために会館登録団体へ、年間を通して会館各室を活動場所として提供した。	○	各サークル・団体活動と交流の機会を提供することができた。
	関係機関・団体の利用	人権政策・男女共同参画課 (三つ和会館)	関係機関・団体として、埼玉県隣保館連絡協議会や地元自治会などが会議室等を利用した。	○	関係機関・団体の円滑な活動の支援を図ることができた。
	施設の整備充実	人権政策・男女共同参画課 (三つ和会館)	各施設設備の修繕を実施した。また、落雷によりPAS及びSOG制御装置が故障したが、緊急修繕により対応した。	○	落雷の影響による休館が当初8月末までの見込みだったが、緊急修繕により14日間の休館で再開館することができたため。

2 同和教育の推進

(1) 学校教育における推進

(施策の分類) ① 学校教育関係職員の研修

学校教育関係職員には、教育・啓発の指導者として共通の認識を持ち、それぞれの立場において適切な対応をすることが求められているため、教職員一人ひとりが確かな人権感覚を身に付け、同和問題を正しく理解しなければなりません。このため、同和問題研修を職員研修の一環として位置付け、全教職員を対象として実施することにより、一人ひとりの資質の向上を図り、教育・啓発の指導者として自覚した行動ができるようになるよう努めます。

		令和5年度			
具体的施策	施策の概要	実施所管課	実施結果	自己評価	評価理由
教職員研修	小・中学校等管理職(校長)人権教育研修	人権教育推進室	6月23日に校長を対象とした研修会、9月5日に副校長・教頭を対象とした研修会を実施した。	◎	校長のほか、副校長・教頭を対象とした研修会を実施したため。
	人権教育主任研修	人権教育推進室	3回実施し、人権教育主任としての役割について理解を深め、資質の向上を図った。	○	予定どおり事業を実施したため。
	現地研修会	人権教育推進室	第2回人権教育主任研修会を人権教育集会所で実施し、同和問題について理解を深めた。	○	予定どおり事業を実施したため。
	校内人権・同和教育研修	人権教育推進室	各学校において教職員、児童生徒、保護者等を対象に実施し、人権教育の推進を図った。	○	市立学校全てにおいて実施することができたため。
	同和教育推進校連絡協議会	人権教育推進室	3回実施し、同和教育推進のための調査・研究等を行い、各校の同和教育の推進と充実を図った。	○	予定どおり事業を実施したため。
全体研修	全職員を対象とした職員研修※	人権政策・男女共同参画課	3月に全課所の職員を対象とした人権問題研修会を開催した。	◎	全課所を大きく上回る733名の参加があり、参加者アンケートによる人権課題への理解度についても99.45%となるなど、職員の人権に関する意識の向上に寄与したため。
派遣研修	北足立郡市町同和対策推進協議会※ 人権フェスティバル 人権・同和問題研修会	人権政策・男女共同参画課	北足立郡市町同和対策推進協議会主催の下記イベント等への派遣研修を実施した。 ・人権フェスティバル(10月・鴻巣市) 市職員149名 ・人権・同和問題研修会(10月・オンラインで開催) ・先進地視察研修(2月・東京都港区)	○	予定どおり事業を実施したため。
	北足立地区人権教育研究集会	人権教育推進室	1月24日に川口市で開催され、学校教育及び社会教育における関係職員を派遣した。	○	多くの関係職員が参加し、人権意識の向上に努めたため。
	他機関主催の研究集会・研修会等	人権教育推進室	埼玉県、一般財団法人埼玉人権・同和センターなど、他機関主催の研究集会・研修会等に職員を派遣した。	○	予定どおり職員を派遣したため。
その他の研修	職能別研修(教育相談・進路指導・生徒指導等)	人権教育推進室	関係職員を対象とした、デートDV防止研修会、子ども虐待防止フォーラムを開催した。	○	予定どおり事業を実施したため。

2 同和教育の推進

(1)学校教育における推進

(施策の分類)②教育・啓発活動の推進

A 教育・啓発活動

同和問題をはじめとした様々な人権問題の解決のためには、児童生徒や学校教育関係者の人権意識の高揚を図る必要があります。啓発物等を作成して市立学校等に配布・掲示し、児童生徒や学校教育関係者一人ひとりが同和問題をはじめとする人権問題に気づき、自分自身の問題として捉えられるように効果的な教育・啓発に努めます。

		令和5年度			
具体的施策	施策の概要	実施所管課	実施結果	自己評価	評価理由
教育・啓発	人権文集「じんけん」の刊行・配布	人権教育推進室	人権文集「じんけん」(第23集)を刊行し、各学校等に配布した。	○	予定どおり事業を実施したため。
	人権標語短冊の作成・配布	人権教育推進室	人権標語の最優秀作品について、掲示用短冊を作成し、各学校等に配布した。	○	予定どおり事業を実施したため。
	人権ポスターの掲示	人権教育推進室	法務省や埼玉県から提供を受けたポスターを各学校等に掲出を依頼した。	○	効果的な啓発を実施することができたため。
	実践事例を含めた新しい人権教育啓発・指導資料の作成・配布	人権教育推進室	「ほほえみ～図人権教育実践事例集～」(第6集)を発行し、各学校に電子データで提供した。	○	予定どおり事業を実施したため。
	人権標語・作文の募集・表彰	人権教育推進室	市立小・中・中等教育学校の児童生徒を対象に募集し、11月26日に最優秀作品の表彰を行った。	○	予定どおり事業を実施したため。
	人権の花運動	人権教育推進室	3年を1サイクルとして市立小学校全校を対象に実施し、第5期の3年目として、34校で実施した。	○	予定どおり事業を実施したため。
広報・啓発	人権教育ニュースの発行・配布	人権教育推進室	人権教育に関する各種情報の提供を目的として年2回(10月・3月)発行し、各学校等に配布した。	○	予定どおり事業を実施したため。
	市報への人権問題に関わる記事の掲載※	人権政策・男女共同参画課	・市報8月号「トピックス」に人権啓発等に係る記事を掲載した。 ・市報12月号「クローズアップ」に人権啓発等に係る記事を掲載した。	○	予定どおり事業を実施し、啓発を行ったため。
	差別を許さない市民運動強調月間の看板掲示※	人権政策・男女共同参画課	8月1日～31日の期間に、公共施設等において立て看板を掲示した。	○	予定どおり事業を実施し、啓発を行ったため。
	差別を許さない市民運動強調週間の看板掲示※	人権政策・男女共同参画課	12月4日～10日の期間に、公共施設等において立て看板を掲示した。	○	予定どおり事業を実施し、啓発を行ったため。
	情報の提供	人権教育推進室	国・県からの通知をはじめ、人権教育に関する必要な情報等を提供した。	○	必要な情報等を提供したため。

2 同和教育の推進

(1) 学校教育における推進

(施策の分類)②教育・啓発活動の推進

B その他の啓発活動

同和問題をはじめとした様々な人権問題の解決に向けて、市立学校や学校教育関係者等が自主的に開催する人権・同和问题研修会等に講師の派遣・紹介、啓発ビデオ／DVD等の無料貸出し、各種啓発教材・資料の提供に努めます。

		令和5年度			
具体的施策	施策の概要	実施所管課	実施結果	自己評価	評価理由
研修等援助	人権・同和问题研修会等への講師派遣・紹介※	人権政策・男女共同参画課	人権擁護委員協議会研修会において講義を行う講師を紹介した。	○	地域において人権擁護及び人権啓発活動を行う人権擁護委員の資質向上の機会となったと考えられるため。
	啓発ビデオ／DVDと機器の貸出し	人権教育推進室	人権課題に対する意識と指導力を高めるために、学校等へ延べ128本の啓発ビデオ／DVDの貸出を行った。	○	多くの学校等へ啓発ビデオ／DVDの貸出を行うことができたため。
	啓発教材・資料の提供	人権教育推進室	人権文集「じんけん」(第23集)及び「ほほえみ～人権教育実践事例集～」(第6集)を発行し、各学校に配布及び電子データで提供した。	○	予定どおり事業を実施し、啓発を行ったため。
	情報の提供	人権教育推進室	国・県からの通知をはじめ、人権教育に関する必要な情報等を提供した。	○	必要な情報等を提供したため。

2 同和教育の推進

(1) 学校教育における推進

(施策の分類)③学習内容・指導方法の工夫・改善

A 学習内容・指導方法の工夫改善

生涯にわたる人間形成の基礎が培われるもっとも大切な時期にある児童生徒に、子どもたちの人格や個性を尊重し、心豊かな人間性をはぐくみ一人ひとりの人権感覚や道徳性が身に付くよう、成長段階を踏まえた人権・同和教育の全体計画、年間指導計画を作成し、指導方法や学習プログラム、学習形態等の工夫、改善に努めます。

		令和5年度			
具体的施策	施策の概要	実施所管課	実施結果	自己評価	評価理由
内容・指導方法等の工夫・改善	人権教育研究指定校の委嘱	人権教育推進室	小学校2校(南浦和小学校・太田小学校)、中学校1校(大谷中学校)に対して委嘱した。	○	予定どおり事業を実施したため。
	道徳教育・特別活動の充実	人権教育推進室	各種人権教育研修会において周知し、年間指導計画に明示して指導の充実について依頼した。	○	各校の年間指導計画への明示や重点を示せたため。
	個に応じた学習指導の充実	人権教育推進室	各種研修会において、人権教育の在り方を説明し、自他の人権を認める教育活動を周知した。	○	授業での具体的な活動例も含めて、一人ひとりの人権の大切さを周知したため。
	人権教育の全体計画、年間指導計画の作成	人権教育推進室	人権教育の重点や視点が明確となるよう、全体計画・年間指導計画の例を提示した。	○	各校の特色を踏まえながら重点や視点を盛り込んだ計画を作成したため。
	総合的な学習の時間の充実	人権教育推進室	授業における人権教育の視点を明示・説明した。	○	体験的・協力的な授業の実施につながったため。
	教育研究会等との連携	人権教育推進室	令和5年度の連携はなし。今後、必要に応じて行う。	—	—
	各関係機関・団体等との連携	人権教育推進室	人権教育の充実に向けて、教育委員会内で研究発表会での連携を図った。	○	学習指導案の検討・指導において連携を図った。

2 同和教育の推進

(1)学校教育における推進

(施策の分類)③学習内容・指導方法の工夫・改善

B 指導資料等の作成・配布

効果的な教育・啓発活動を図るために、実践事例を含めた新しい人権教育啓発・指導資料の作成や学習教材等の研究・開発に努め、効果的な指導を推進します。

		令和5年度			
具体的施策	施策の概要	実施所管課	実施結果	自己評価	評価理由
指導資料等の作成・配布	人権教育指導プランの必要に応じた改訂・配布	人権教育推進室	令和5年度は実施せず。今後、必要に応じて行う。	－	－
	人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕の増刷・配布	人権教育推進室	令和5年度は実施せず。今後、必要に応じて行う。	－	－
	実践事例を含めた新しい人権教育啓発・指導資料の作成・配布	人権教育推進室	「ほほえみ～図人権教育実践事例集～」(第6集)を発行し、各学校に電子データで提供した。	○	予定どおり事業を実施したため。
	学習教材・資料(研究・開発)	人権教育推進室	「ほほえみ～図人権教育実践事例集～」(第5集)掲載指導案を、各種研修会で周知した。	○	周知したことで、資料を活用した授業が展開された。

2 同和教育の推進

(1) 学校教育における推進

(施策の分類)④児童生徒の学力や就学等の支援・相談

児童生徒が安心して地域社会の中で教育が受けられるよう、関係機関や小・中・高等学校等との連携を図り、児童生徒の学力向上や就学支援等の効果的な取組に努めます。

		令和5年度			
具体的施策	施策の概要	実施所管課	実施結果	自己評価	評価理由
支援・相談活動	進路指導相談の充実	人権教育推進室	同和教育推進校連絡協議会において、情報交換や研修を実施した。	○	協議会実施により、学力向上や進路相談等を含めて、意見交換をしたため。
	各種活動等の支援	人権教育推進室	同和教育推進校連絡協議会において、情報交換や研修を実施した。	○	協議会実施により、集会や研究会に参加したため。
	各関係機関・団体等との連携	人権教育推進室	支援・相談体制の充実を図るため、人権政策・男女共同参画課と情報共有をした。	○	情報共有を図ることができたため。

2 同和教育の推進

(2)社会教育における推進

(施策の分類)①社会教育関係職員の研修

職員は教育・啓発の指導者としての共通の認識を持ち、それぞれの立場において適切な対応をすることが求められており、職員一人ひとりが確かな人権感覚を身に付け、同和問題を正しく理解しなければなりません。このため、同和問題研修を職員研修の一環として位置付け、全職員を対象として実施することにより、一人ひとりの資質の向上を図り、教育・啓発の指導者として自覚した行動ができるようになるよう努めます。

		令和5年度			
具体的施策	施策の概要	実施所管課	実施結果	自己評価	評価理由
職員研修	公民館職員研修	人権教育推進室	4月20日の新任職員基礎研修において、「人権・同和問題の理解を図る講座」の実施について周知を行った。	○	予定どおり事業を実施したため。
	現地研修会	人権教育推進室	人権教育推進協議会の現地研修会として、福田村事件の現場(千葉県野田市)を訪問した。	○	予定どおり事業を実施したため。
全体研修	全職員を対象とした職員研修※	人権政策・男女共同参画課	3月に全課所の職員を対象とした人権問題研修会を開催した。	◎	全課所を大きく上回る733名の参加があり、参加者アンケートによる人権課題への理解度についても99.45%となるなど、職員の人権に関する意識の向上に寄与したため。
派遣研修	北足立郡市町同和対策推進協議会※ 人権フェスティバル 人権・同和問題研修会	人権政策・男女共同参画課	北足立郡市町同和対策推進協議会主催の下記イベント等への派遣研修を実施した。 ・人権フェスティバル(10月・鴻巣市) 市職員149名 ・人権・同和問題研修会(10月・オンラインで開催) ・先進地視察研修(2月・東京都港区)	○	予定どおり事業を実施したため。
	北足立地区人権教育研究集会	人権教育推進室	1月24日に川口市で開催され、学校教育及び社会教育における関係職員を派遣した。	○	多くの関係職員が参加し、人権意識の向上に努めたため。
	法務局等※ 講演会・研修会	人権政策・男女共同参画課	5月に行われた市教育委員会主催「同和問題に係る職員研修」に参加した。	○	予定どおり事業を実施したため。
	埼玉人権啓発企業連絡会※ 人権・同和問題研修会	人権政策・男女共同参画課	12月に行われた埼玉人権啓発企業連絡会主催「第32回人権問題研修会」に参加した。	○	予定どおり事業を実施したため。
	他関係機関 研究集会・研修会等	人権教育推進室	他関係機関が主催する研究集会・研修会等について、職員を派遣した。	○	予定どおり事業を実施したため。

具体的施策	施策の概要	実施所管課	実施結果	自己評価	評価理由
	ヒューマンフェスタ※	人権政策・男女共同参画課	8月に行われた埼玉県主催「ヒューマンフェスタオンライン2023」に参加した。	○	予定どおり事業を実施したため。

2 同和教育の推進

(2)社会教育における推進

(施策の分類)②教育・啓発活動の推進

A 社会啓発・イベント

同和問題をはじめとした様々な人権問題が社会の中に依然として根強く存在しているため、市民一人ひとりの人権尊重意識の普及高揚に努めることが必要です。このため学校・家庭・地域等のあらゆる場において人権尊重の心をはぐくみ、市民一人ひとりが同和問題をはじめとした人権問題を自分自身の問題として捉えられるよう努めます。

		令和5年度			
具体的施策	施策の概要	実施所管課	実施結果	自己評価	評価理由
教育・社会啓発・イベント	人権啓発講演会※	人権政策・男女共同参画課	令和5年12月8日から令和6年1月12日の期間で、講演会を開催し、パラリンピアンによるオンライン動画を公開した。	◎	参加者アンケートによると、「本講演会に満足」「やや満足」の割合が96%となり、人権啓発に十分な効果があったと考えられるため。
	人権フェスティバル※	人権政策・男女共同参画課	北足立郡市町同和対策推進協議会として、10月に人権フェスティバル(鴻巣市)を開催した。	○	北足立郡の14市町が合同で開催したことで、効果的な人権啓発イベントとなったため。
	人権標語・人権作文表彰式	人権教育推進室	市立小・中・中等教育学校の児童生徒を対象に募集し、11月26日に最優秀作品の表彰を行った。	○	予定どおり事業を実施したため。
	人権の花運動	人権教育推進室	3年を1サイクルとして市立小学校全校を対象に実施し、第5期の3年目として、34校で実施した。	○	予定どおり事業を実施したため。

2 同和教育の推進

(2)社会教育における推進

(施策の分類)②教育・啓発活動の推進

B 地域における教育・啓発活動の推進

市民一人ひとりが啓発活動の内容を十分認識し、その意義を理解することによって啓発効果は大きなものとなると期待されるため、幅広い市民を対象にそれぞれのライフスタイルに応じ、日常生活の中で人権との関わりを自覚できるよう、地域に密着した啓発活動に努めます。

		令和5年度			
具体的施策	施策の概要	実施所管課	実施結果	自己評価	評価理由
教育・啓発	人権・同和問題の理解を図る講座(公民館)	人権教育推進室	生涯学習総合センター及び全ての公民館で人権講座等を開催した。	○	予定どおり事業を実施したため。
	各種社会教育施設の学習機会の充実	人権教育推進室	各種社会教育施設で開催する人権講座等の支援を行い、学習機会の充実を図った。	○	予定どおり事業を実施したため。

2 同和教育の推進

(2)社会教育における推進

(施策の分類)②教育・啓発活動の推進

C 広報・啓発活動

市民の人権意識の高揚を図るため、啓発物等を作成して市立学校や公共施設等に掲示し、児童生徒や市民一人ひとりが同和問題をはじめとする様々な人権問題に気づき、自分自身の問題として捉えられるように効果的な啓発に努めます。

		令和5年度			
具体的施策	施策の概要	実施所管課	実施結果	自己評価	評価理由
広報・啓発活動	人権文集「じんけん」の刊行・配布	人権教育推進室	人権文集「じんけん」(第23集)を刊行し、各学校等に配布した。	○	予定どおり事業を実施したため。
	人権標語短冊の刊行・配布	人権教育推進室	人権標語の最優秀作品について、掲示用短冊を作成し、各学校等に配布した。	○	予定どおり事業を実施したため。
	市報への人権問題に関わる記事の掲載※	人権政策・男女共同参画課	・市報8月号「トピックス」に人権啓発等に係る記事を掲載した。 ・市報12月号「クローズアップ」に人権啓発等に係る記事を掲載した。	○	予定どおり事業を実施し、啓発を行ったため。
	差別を許さない市民運動強調週間の看板掲示※	人権政策・男女共同参画課	8月1日～31日の期間に、公共施設等において立て看板を掲示した。	○	予定どおり事業を実施し、啓発を行ったため。
	差別を許さない市民運動強調週間の看板掲示※	人権政策・男女共同参画課	12月4日～10日の期間に、公共施設等において立て看板を掲示した。	○	予定どおり事業を実施し、啓発を行ったため。
	各種啓発冊子・パンフレットの作成・配布	人権教育推進室	人権標語のクリアファイルをはじめ、各種啓発冊子やパンフレットを作成し、各学校等に配布した。	○	予定どおり事業を実施したため。
	人権標語入り啓発物品の作成※	人権政策・男女共同参画課 人権教育推進室	人権啓発品(クリアファイル)を作成し、公共施設等において配布した。 人権標語の最優秀作品について、掲示用短冊とクリアファイルを作成し、各学校及び社会教育関連施設等に配布した。	○	予定どおり事業を実施し、啓発を行ったため。
	情報の提供	人権教育推進室	同和問題をはじめとする様々な人権問題について、必要な情報の提供を行った。	○	必要な情報の提供を行ったため。

2 同和教育の推進

(2)社会教育における推進

(施策の分類)②教育・啓発活動の推進

D その他啓発活動

同和問題の解決に向けて、市内の社会教育団体・サークル等が自主的に開催する同和問題研修会等に講師の派遣・紹介をし、市民の自主学習活動を支援します。また、学校・社会教育団体等が自主的に開催する同和問題研修会等に、啓発ビデオ等の無料貸出し、各種啓発教材・資料の提供に努めます。

		令和5年度			
具体的施策	施策の概要	実施所管課	実施結果	自己評価	評価理由
研修援助	人権・同和問題研修会等への講師派遣・紹介※	人権政策・男女共同参画課	人権擁護委員協議会研修会において講義を行う講師を紹介した。	○	地域において人権擁護及び人権啓発活動を行う人権擁護委員の資質向上の機会となったと考えられるため。
	啓発ビデオ／DVD・機器の貸出し※	人権教育推進室	人権課題に対する意識と指導力を高めるために、学校等へ延べ128本の啓発ビデオ／DVDの貸出を行った。	○	多くの学校等へ啓発ビデオ／DVDの貸出を行うことができたため。
	啓発教材・資料の提供※	人権教育推進室	民間団体が実施する研修等について、社会教育施設等に広報及び啓発を行った。	○	必要な広報及び啓発を行ったため。
	情報の提供	人権教育推進室	研修等の開催に当たって、講師の派遣や紹介などの情報提供を行った。	○	必要な情報の提供を行ったため。

2 同和教育の推進

(2)社会教育における推進

(施策の分類)③人権・同和教育推進組織に対する支援

同和問題など人権問題の解決のため活動している民間団体に対して財政的な支援を行います。また、民間団体が人権・同和教育の振興・充実を図るため実施する研修等に際して、講師の派遣や紹介、あるいは情報提供などの支援を行います。

		令和5年度			
具体的施策	施策の概要	実施所管課	実施結果	自己評価	評価理由
研修活動への支援	人権・同和問題研修会等への講師派遣・紹介※	人権政策・男女共同参画課	人権擁護委員協議会研修会において講義を行う講師を紹介した。	○	地域において人権擁護及び人権啓発活動を行う人権擁護委員の資質向上の機会となったと考えられるため。
	広報活動及び啓発活動への支援	人権教育推進室	民間団体が実施する研修等について、社会教育施設等に広報及び啓発を行った。	○	必要な広報及び啓発を行ったため。
	情報の提供	人権教育推進室	研修等の開催に当たって、講師の派遣や紹介などの情報提供を行った。	○	必要な情報の提供を行ったため。

2 同和教育の推進

(2)社会教育における推進

(施策の分類)④地域住民の教育・文化活動及び交流の促進

地域住民の教育・文化活動及び交流の拠点施設である集会所において、地域住民のニーズを把握しながら学習機会の充実に努めます。また、地域住民が互いの人権を尊重したうえで、行動をすることができるようになるよう、効果的な取組に努めます。

		令和5年度			
具体的施策	施策の概要	実施所管課	実施結果	自己評価	評価理由
教育・文化活動の充実	成人教室(人権・健康・交流・見学等)	人権教育推進室	健康体操、木目込み人形教室、ヨガ教室、歌声広場などの主催事業を実施した。	○	予定どおり事業を実施したため。
	子ども教室(工作・レクリエーション・体験活動等)	人権教育推進室	子ども造形ひろば、ものづくりひろば、マジック教室、勾玉づくりなどの主催事業を実施した。	○	予定どおり事業を実施したため。
	親子教室(レクリエーション・交流等)	人権教育推進室	親子ひろば、ベビーダンス教室、親子でダンスとヨガ教室などの主催事業を実施した。	○	予定どおり事業を実施したため。
	集会所文化祭の充実	人権教育推進室	五反田会館文化祭を開催し、地域住民の交流と人権意識を高めた。	○	予定どおり事業を実施したため。
学習機会の充実	講演会・講座	人権教育推進室	人権講演会を開催し、様々な人権問題等についての理解を深めた。	○	予定どおり事業を実施したため。
施設の提供	サークル活動の利用促進	人権教育推進室	集会所だよりなどを通じて、サークル活動の利用促進を周知した。	○	予定どおり事業を実施したため。
	各関係機関・団体等の利用・連携	人権教育推進室	運営懇談会を開催し、集会所の運営等について意見交換を行った。	○	予定どおり事業を実施したため。
	施設の整備充実	人権教育推進室	設備等の不具合について修繕を行った。	○	不具合が発生してから迅速に修繕を行ったため。

部落差別の解消の推進に関する法律

(平成28年法律第109号)

(目的)

第一条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

(基本理念)

第二条 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。

2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

(相談体制の充実)

第四条 国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

(教育及び啓発)

第五条 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

(部落差別の実態に係る調査)

第六条 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

「同和問題の早期解決に関する同和行政・
同和教育実施計画」令和5年度推進状況

発行	さいたま市・さいたま市教育委員会
編集	さいたま市市民局市民生活部 人権政策・男女共同参画課